

厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び厚岸町定数外職員取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年2月26日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び厚岸町定数外職員取扱規則の一部を改正する規則

(厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成13年厚岸町規則第18号)の一部を次のように改正する。

第19条の表8の項から10の項までを次のように改める。

8 忌引の休暇	職員の親族(別表の死亡した親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 死亡した親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間
9 法要の休暇	職員が配偶者又は一親等の血族の追悼のための特別な行事(配偶者又は一親等の血族の死亡後15年以内に行われるものに限る。以下「法要」という。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1日(法要のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数)
10 結婚の休暇	職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当

	であると認められるとき 結婚の日（結婚式の日、婚姻届の日又は町長が適当と認める日をいう。）の7日前の日から当該結婚の日後1年を経過する日までの間における連続する7日の範囲内の期間
--	---

第19条の表21の項を次のように改める。

21 夏季休暇	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年の7月から9月までの期間内における連続する4日の範囲内の期間。ただし、職員の勤務条件の特殊性その他の事由により当該期間内又は連続して与えることが特に困難な場合には、町長の承認を得て別に与えることができる。
---------	---

第19条の表備考を次のように改める。

備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 妊娠1月は、28日として計算する。 2 特別休暇（8の項、10の項及び21の項の休暇を除く。）の取得期間は、週休日、条例第8条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を本表の日数に含めて計算するものとする。 3 11の項、16の項、17の項及び22の項の休暇（以下この項及び次項において「特定休暇」という。）の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。 4 1日を単位とする特定休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。
----	---

別表備考を削る。

(厚岸町定数外職員取扱規則の一部改正)

第2条 厚岸町定数外職員取扱規則（平成23年厚岸町規則第30号）の一部を次のように改正する。

第30条第1項の表を次のように改める。

区分	事由	期間
有給	1 臨時職員が公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
	2 臨時職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
	3 臨時職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
	4 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、臨時職員が勤務しないことが相当であると認められる場合 (1) 臨時職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該臨時職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。	7日の範囲内の期間

<p>(2) 臨時職員及び当該臨時職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該臨時職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。</p>	
<p>5 臨時職員が地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>6 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、臨時職員が出勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>7 在勤庁の勤務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は業務の全部又は一部の停止の場合（台風襲来等による事故発生の防止のための措置を含むものとする。）</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>8 忌引の休暇</p>	<p>第1種臨時職員の親族（厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成13年厚岸町規則第18号）別表の死亡した親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、第1種臨時職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 死亡した親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する</p>

		日数を加えた日数) の範囲内の期間
	9 結婚の休暇	第1種臨時職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 結婚の日(結婚式の日、婚姻届の日又は町長が適当と認める日をいう。)の5日前の日から当該結婚の日後1年を経過する日までの間における連続する5日の範囲内の期間
無給	10 臨時職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(第1項に掲げる場合を除く。)	必要と認められる期間
	11 妊娠障害の休暇	母子健康手帳の交付を受けた妊娠中の臨時職員が、妊娠に伴うつわり等の障害により勤務することが困難と認められる場合 14日以内
	12 産前産後の休暇	分べん予定日前8週間目(多胎妊娠の場合にあっては、14週間目)に当たる日から分べんの日後8週間目に当たる日までの期間内においてあらかじめ必要と認める期間
	13 育児の休暇	生後1年に達しない子を育てる臨時職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回各45分の期間(男性の臨時職員にあっては、その子の当該臨時職員以外の親が当該臨時職員がこの休暇を使用しようとする日におけるこの休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回各45分から当該承認又は

	請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)
14 子の看護のための休暇	小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する臨時職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うこと又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
15 生理休暇	女性の臨時職員が生理日に勤務することが著しく困難である場合 1回につき3日以内において必要とする期間
16 ドナー休暇	臨時職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める期間
17 短期介護休暇	厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成13年厚岸町条例第6号）第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）の介護、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の

	<p>必要な世話をを行う臨時職員が、当該世話をを行う場合で、その要介護者の氏名、臨時職員との続柄及び臨時職員との同居又は別居の別その他の要介護者に関する事項並びに要介護者の状態を明らかにする要介護者の状態等申出書の提出により、その勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間</p>
--	--

第45条第1項の表を次のように改める。

区分	事由	期間
有給	1 非常勤職員が公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
	2 非常勤職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
	3 非常勤職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
	4 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これ	7日の範囲内の期間

<p>らに準ずる場合で、非常勤職員が勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>(1) 非常勤職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該非常勤職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。</p> <p>(2) 非常勤職員及び当該非常勤職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該非常勤職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。</p>	
<p>5 非常勤職員が地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>6 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、非常勤職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>7 在勤庁の勤務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は業務の全部又は一部の停止の場合（台風襲来等による事故発生の防止のための措置を含むものとする。）</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>8 忌引の休暇</p>	<p>非常勤職員の親族（厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する規則別表の死亡</p>

		した親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、非常勤職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 死亡した親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
	9 結婚の休暇	非常勤職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 結婚の日（結婚式の日、婚姻届の日又は町長が適当と認める日をいう。）の5日前の日から当該結婚の日後1年を経過する日までの間における連続する5日の範囲内の期間
	10 夏季休暇	非常勤職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年の7月から9月までの期間内における連続する4日の範囲内の期間。ただし、非常勤職員の勤務条件の特殊性その他の事由により当該期間内又は連続して与えることが特に困難な場合には、町長の承認を得て別に与えることができる。
無給	11 非常勤職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（第1項に掲げる場合を除く。）	必要と認められる期間
	12 妊娠障害の休暇	母子健康手帳の交付を受けた妊娠中の非常勤職員が、妊娠に伴うつわり等の

	障害により勤務することが困難と認められる場合 14日以内
13 産前産後の休暇	分べん予定日前8週間目（多胎妊娠の場合にあつては、14週間目）に当たる日から分べんの日後8週間目に当たる日までの期間内においてあらかじめ必要と認める期間
14 育児の休暇	生後1年に達しない子を育てる非常勤職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回各45分の期間（男性の非常勤職員にあつては、その子の当該非常勤職員以外の親が当該非常勤職員がこの休暇を使用しようとする日におけるこの休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回各45分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
15 子の看護のための休暇	小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する非常勤職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うこと又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間
16 生理休暇	女性の非常勤職員が生理日に勤務することが著しく困難である場合 1回につき3日以内において必要とする期間

<p>17 ドナー休暇</p>	<p>非常勤職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める期間</p>
<p>18 短期介護休暇</p>	<p>厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）の介護、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行う非常勤職員が、当該世話をを行う場合で、その要介護者の氏名、非常勤職員との続柄及び非常勤職員との同居又は別居の別その他の要介護者に関する事項並びに要介護者の状態を明らかにする要介護者の状態等申出書の提出により、その勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間</p>

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。